ひとり親(母子・父子)家庭になったら

次のような制度がありますので、ご相談ください。 詳細は各担当窓口まで問合せをお願いします。

□ 1. 児童手当

内容:中学校3年生までの児童を養育している方に、3歳未満月額 15,000 円、3歳以上小学校修了前 10,000 円(第3子以降 15,000 円)、中学生 10,000 円を支給します。(支給月は6月・10月・

2月)所得制限限度額以上の場合は、特例給付となり月額5,000円を支給します。

対象:対象年齢児童のいる世帯(公務員以外…公務員の方は各職場に申請となります。)

※今まで父親が受給者になっていて母子家庭になった場合は、新たに母親の申請が必要となり

ます。

窓口: 庄内町役場本庁舎 子育て応援課 子育て支援係 (1 42-0171)

□ 2. <u>児童扶養手当</u> ※県の制度(認定者・扶養義務者の所得制限があります)

内容:18歳までの児童を養育する母子世帯・父子世帯に、月額43,160~10,180円(基本額)第2子

以降の加算あり、所得により全部又は一部を支給します。 (支給月は5月・7月・9月・11月・1月・3月)

対象:ひとり親世帯(父子・母子)、その他父または母が一定の障害状態にあるとき。

窓口: 庄内町役場本庁舎 子育て応援課 子育て支援係(面42-0171)

□ 3. 保育所保育料の変更

内容:保育所入所中の児童がいる場合、年度の途中で保育料を変更します。

対象:保育所入所中の児童がいる世帯

窓口: 庄内町役場本庁舎 子育て応援課 子育て支援係 (1元42-0171)

□ **4. 幼稚園保育料の減免** ※認定基準あり

内容: 幼稚園入園中の児童がいる場合、幼稚園保育料を減免します。

対象:生活保護世帯・準要保護世帯・町民税非課税世帯等

窓口:各幼稚園の事務担当、または 庄内町役場本庁舎 教育委員会 学校教育係 (1243-0156)

□ **5. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金** ※県の制度(貸付条件があります)

内容:母子世帯・寡婦に対して、教育資金や生活資金・事業資金等を貸付します。

対象: 母子世帯・父子世帯・寡婦 (寡夫)

窓口: 庄内町役場本庁舎 子育て応援課 子育て支援係(派42-0171)

□ 6. ひとり親家庭等医療 ※所得税の課税状況により制限あり

内容:18歳以下の児童が扶養されているひとり親世帯の医療費自己負担分(3割負担分)を免除しま

す。

対象:ひとり親世帯

窓口:庄内町役場本庁舎 税務町民課 国保係(℡42-0153)

□ 7. 所得税・住民税の軽減

内容:その年の申告又は年末調整での届出により控除が受けられます。

対象:寡婦(寡夫) ※一定の要件があります。

窓口: 庄内町役場本庁舎 税務町民課 住民税係 (1 42-0143)

□ 8. 就学援助制度 ※認定基準あり

内容:小・中学校の給食費や学用品購入費用等の一部を支援します。

対象:生活保護世帯及び準要保護世帯

窓口:各学校の事務担当、または 庄内町役場本庁舎 教育委員会 学校教育係 (正43-0156)

【 R2.5 月 子育て応援課 子育て支援係 】